

## 住所即本籍について

古池谷 泉

### 1——はじめに

戸籍と住民基本台帳の関係は一体のものであり、切り離すことはできない。住民基本台帳が人の住所を公証しているとしても、日本国籍及びその地位の必要が生ずるので、直ちに戸籍に関連するからである。この戸籍と住民基本台帳が同一市区町村にない者があるので色々な異動による帳簿整備のため、毎日抱えるような多くの通知書が各市区町村間に往復している。これを眺めたとき、この処理も容易なことではないし、またこの通知書が郵送中紛失したりして公証に適さない帳簿となつてはいないだろうかと懸念されるのである。

これを解消するためには、住所と住所に本籍を置くことが望ましいので、愚見をまとめてみたが、これが両帳簿に対する改善の何かに役立つとしたら、またこれが実現するものであれば、前記の通知事務や関係帳簿の整備等は不要となり、事務の簡素化に大きく前進できるものであろうと期待するとともに、住民にとっても至極便利であると考えるものである。

### 2——戸籍とその変遷

戸籍は親子、夫婦等親族法上の地位あるいは人の身分関係を公証する公文書であると云われている。すなわち、出生、婚姻、死亡、認知、養子縁組、養子離縁、あるいは親権、後見、氏名の変更等戸籍上の届出を受理して戸籍簿に記載し、これを厳重に保管し、海外渡航、相続等必要に応じ、日本国民であることの国籍証明、親子関係等を公証する文書として戸籍謄抄本が交付されることに

なる。またこの帳簿は、その戸籍の全員が婚姻とか死亡とか色々な事由によって除籍となつた場合は除籍簿として別につづられてからも80年間保存されることになっている。この制度は、明治4年4月4日大政官布告によって「戸籍ヲ定ム」としていわゆる「壬申戸籍」から既に100年を超えた。この事務は国家事務で、法務大臣監督の下に市区町村長に委任され、市区町村長が管掌する機関委任事務である。この戸籍制度は、明治19年、同31年、大正4年と改正が重ねられ、当時未だ戸籍上の家という観念で戸籍が編製され、その戸籍には妻子のほか、父母祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母、甥、姪までも登載されていたが、更に昭和22年新憲法の発布によって昭和23年からは、夫婦とこれと氏を同じくする子ごとに編製される戸籍に改正され、現代の家族構成にほぼ合致するようになった。この戸籍を表示するために「本籍」なるものがある。明治初期の制度では、本籍は定住地にあつたようである。そこは墳墓の地であるものもあり、先祖伝来の土地であるものもあり、ゆかりの深い場所であつたであろう。ところが、しだいに人口が増え職業の選択も自由となり産業が発達するに伴い、住所の異動が頻繁となつて、本籍と離れて生活を営む者が多くなつた。

### 3——住民基本台帳について

住民基本台帳は人の住所関係を公証し、選挙人名簿の登録その他住民に関する基礎となるものであるとされている。戸籍の編製基準が現代の家族構成とほぼ合致するようになってからは、住所地へ本籍を移動させる者が漸増しているが、大正時代では未だ本籍は軽々しく動かすものではないという観念でこれを移動させることをきらつた。そこで大正3年に寄留法が実施されて本籍地以外に住む者にその届出をさせて行政が行われた。住所地には寄留簿が備付けられて住民の本籍、住所、氏名、出生年月日等が記載された。これは現在の住民基本台帳に当るものである。また本籍地には出寄留簿が備付けられて本籍人の住所が記載された。これは現在の住民基本台帳法による戸籍の附票に当るものである。これ等帳簿を整備するために、戸籍の異動については住所地に、住所の異動については本籍地へと相互に連絡するように定められ

た。この制度は昭和27年に住民登録法に引継がれて住所地に本籍があってもなくても全員登録するように改められた。ついでこれも昭和42年に住民基本台帳法に改められて、住民票には選挙人名簿の登録者および国民健康保険の被保険者や国民年金の被保険者、米穀の配給に関する事項等が附記されて住民基本台帳として価値あるものとなった。

#### 4 本籍と住所との関係

戸籍の表示である本籍なるものは土地の地番の上に置かれている。だからそこに行政区画の変更等があれば町名地番を、住居表示法が実施されれば町名等を夫々更正する必要が生ずるのである。住居表示に関する法律とは昭和37年に施行されたもので、従来住所についても土地の地番を使用していたく現在でも使用している所が多いが土地の地番は概して入り込んでいて探すことも困難で住所の表示としては不相当とのことから、道路とか河川とかを境にしてある範囲の街区を作り、この中の家について順次付番して表示するものをいう。これが実施されると町名も変ることが多い。しかし区画整理等更正の対象となる旧地番が符合しないで更正できない場合が少なくない。本人に連絡しても不明の場合がある。大都市にこれが頻々と行われるたびに未更正が目立つようになった。また、住居表示については、家に付番した表示であるため土地の地番を用いている本籍地番の更正はできない。住民には、本籍と住所を同じ場所に置いて煩しくないようにと努める者が多くなったが、ここに奇異の感を与えている。本籍を住所の呼称に順応せしめようとする論議は全国連合戸籍事務協議会においても数年来重ねられているが結論が出ない。前述の如く戸籍の所在を離れて住所を有する者があるため住民台帳を備えなければならないし、本籍地においても、その者の住所を記録する台帳を備えなければならない。これがため、戸籍の諸届についても住所の異動についても、行政区画の変更等による地番更正が住居表示に関する法律の実施に当たっても、これ等帳簿整備のため、本籍地と住所地間の連絡は想像外に多量で、この処理も容易ではない。住民基本台帳法第9条には、その市区町村の住民以外の者について、戸籍に関する届書を受理したとか、職権で戸籍の記載をした

場合は、住所地の市区町村長へ通知をして住民票の訂正更正等をするように定められている。また同法第19条には、住所地の市区町村長が住民票の記載をした場合にはその者の本籍地の市区町村長に通知をして戸籍の附票の記載を整備することに定められている。

次に、この通知を受けた事項が戸籍の記載と合わないときはその旨を住所地の市区町村長に通知をして住民票を整備することに、また、本籍が他の市区町村に転属したときは、原籍地の市区町村長は戸籍の附票に記載してある事項を新本籍地の市区町村長に通知をして新本籍地の戸籍の附票を整備するようになっている。なお、住民基本台帳法施行令第12条には、戸籍に関する届書等を受理したとき若しくは職権で戸籍の記載をしたとき等は、職権で住民票の記載をしなければならないことになっている。更に、住民基本台帳法第18条には、あらたに戸籍が編製されたときは、その戸籍の附票を作成しなければならないこと、次に一つの戸籍の附票を作成した後にその戸籍にはいった者があるときは、その戸籍の附票にその者に関する記載をすること、とあり、同第19条には、一の戸籍にある者がその戸籍から除かれたときは、その者の記載を消除する等の事務が行なわれているが、まれには通知もれ等のため、公証に適さないものがあると思われる。案ずるに、一住民に対しこのような二重三重の帳簿や事務を纏めてみたらどれだけすっきりとした形になるであろうか。現行戸籍と住民票の記載要件のうち、本籍、氏名、筆頭者氏名、出生年月日等は共通するので、戸籍にその他住民基本台帳の記載事項を添えたならば、これが、不可能なことはないように考えられる。勿論戸籍についても、住所と家族構成の実態に副うよう更に法の改正が必要となるであろうし、住所についても、民法上の定義が守られなければならないであろう。具体的には次の如くであるが、これが運用についての諸問題を克服して、この方法によることこそ住民にとっても事務取扱者にとっても幸せではなからうか。なおこれがため、戸籍制度を傷つけることのないよう慎重な方法が講ぜられなければならないことは記すまでもない。

戸籍法第6条に、戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一夫婦およびこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。とあるが、これを住民の世帯の実態に副うように考えたとき、「18才以上の者の戸籍は、父母と住所を異にした場合は、各人ごとはこれを編製することができる」と一条を設けることとするか、或いは戸籍法第21条中「成年に達した者は分籍することができる」を「18才以上の者が、父母と住所を異にした場合は分籍することができる」と改正されるかである。色々な事情によって、子が18才以前でも、両親と別居して生活することもまれではないと推察できるが、15才や16才では、かりに収入があっても、それによって自己と生活全部を賄って行けるかどうか疑問である。住所の定義と戸籍編製基準を定める年令としては、18才以上が適当でないかと思われる。18才以上の者を両親と別戸籍とすることができることは、既に婚姻年令にも達しており、生活能力もある者もあって、両身と別居しても、住所の要件を具備できるものと考えられるからである。

## 6 18才未満の者の住所

前記の如く、18才未満でも両親と別居している者があろうけれども、住所の要件を欠く者が大部分であるかのよう考えられるので、これ等の者の住所は、父母があれば、父母の住所と同じとみなすことが妥当であろう。

まれには養子となるつもりで、養子縁組届出未済のまま養育されている子に父母がある場合、その子の住所を父母の住所と同じとすることができるかどうかはむづかしいが、このような特例に対する定めが必要とするところもある。

## 7 18才以上の者の住所

民法第21条には各人の生活の本拠をもって住所とみなしている。生活をするためには、一般に収入が必要である。その収入をもって生活をする本拠が住所であると解され

るが、例えば住民基本台帳の取扱いで、学生が寮、寄宿舎、下宿等に居る場合、その所在地が住所であると認めて処理されていることなどには疑問がある。学生がアルバイトをしても、わずかな収入でしかないはずであって、親の仕送りを受けて生活しているからである。また、妻子を残して、30日以上もの長期の出稼ぎ等をしている場合、本人は所在地に住民登録をするであろう、するとそこに権利や義務が生ずる、個人は出稼ぎであり、その賃金では妻子とともに生活ができない。妻の農業収入と合せて一家を支えている。このような場合も生活の本拠は明らかに妻子の許にあると考えられる。ここに一二の例を挙げたのであるが、これらの基準を明確として取扱う必要がある。前記学生等の所在については、選挙権に関連した特例的なもの如く考えられるが、これ等は別に臨時登録をさせて便宜を図る等、公職選挙法での措置が講ぜられれば解決できるものではなからうか。

## 8 住所即本籍

戸籍の所在を明らかにするために、土地の地番を用いて本籍として戸籍の表示がなされている。前述のように、明治から大正にかけては、特に本籍の異動を嫌ったものであるが、現代に至っては、その觀念が次第に薄れ、住所地に本籍を移して利便を図ろうとする者が多くなったようである。こうしてしだいに本籍の見方が変わって、本籍とは何か、それは、戸籍の所在を示す単なる見出しである、と答えるようになった。この本籍を住所に置き換えることによって、住所即本籍とすることができる。ところが、今この本籍を消除して住所に置き換えた場合、永年続いた本籍であり、相続関係等の調査のため、前の戸籍をたどるのに不便である。そこで現在の本籍欄はそのままとし、住所を記載した用紙を添えることによって本籍が住所に訂正されたものとみなすこととしたい。ただし次に編製する戸籍は、その住所地から分離または転属するものであるから、本籍欄がなくても前の戸籍をたどることができる。こうして本籍を住所に置き替えるためには、戸籍法第6条中「市町村の区域に本籍を定める」とあるのが「市町村の区域に住所を定める」に改められなければならない。

1・戸籍の記載事項

戸籍には本籍のほか戸籍の各人について次の事項が記載されている。〈戸籍法第13条〉

- 〈1〉氏名
- 〈2〉出生年月日
- 〈3〉(3)戸籍に入った原因及び年月日
- 〈4〉実父母の氏名及び実父母との続柄
- 〈5〉養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄
- 〈6〉夫婦については夫または妻である旨
- 〈7〉他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示
- 〈8〉その他命令で定める事項

2・住民基本台帳の記載事項

住民基本台帳には次の事項が記載されている。〈住民基本台帳法第7条〉

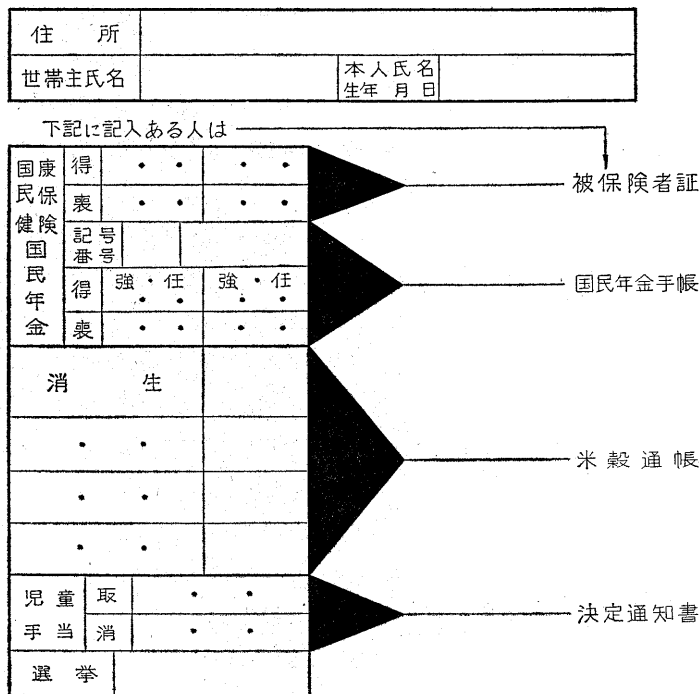
- 〈1〉氏名
- 〈2〉出生年月日
- 〈3〉男女の別
- 〈4〉世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 〈5〉戸籍の表示・ただし本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨
- 〈6〉住民となった年月日
- 〈7〉住所及び一

の市町村の区域内においてあらたに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日 〈8〉あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日 〈職権で住民票の記載をした者についてはその年月日〉及び従前の住所 〈9〉選挙人名簿に登録された者についてはその旨〈10〉国民健康保険の被保険者である者でその資格に関する事項〈11〉国民年金の被保険者である者でその資格に関する事項〈11-2〉児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項 〈12〉米穀類の配給に関する事項等である。

10 両台帳を合併することによって

この両台帳の共通した記載事項は、戸籍の表示、氏名、出生年月日、男女の別、等である。これ等共通事項を除き、住民基本台帳の記載事項を記載した用紙を当該戸籍に添えることによって、戸籍即住民基本台帳となる。ただし、ここで考慮されなければならないことは、住民基本台帳の記載事項中〈9〉から、

〈11-2〉の事項である。このような附記事項によって、同人の異動等があった場合、これを当該係へ連絡をしているが、戸籍にこのような事項を附記することは妥当ではないと考えられるので、これ等事項を左図のようなカードに納めて本人に持たせて置くこととしたい。住民は、戸籍や住民登録の届出に来る際、印鑑だけは持参するように習慣づけられているが、その他の書類については忘れて再度足を運ばなければ用が足りない事例が少なくない。このカードとカードに記載されている書類を持参させたならば、住民の無駄足もなくなり、受け付けする職員も一目瞭然で、直ちに関係の係に連絡できるものである。



このカードは、戸籍の届出、住所変更等の届出のときは、印鑑及び上記書類と一諸に必ずご持参ください。

こうして両台帳を合併するについては、本籍があつてそこに住んでいない者、また住所地に本籍のない者があるので、戸籍を住所地へ集める作業が必要である。現在戸籍の異動は、婚姻とか離婚による新戸籍編製のような身分に関係あるものは別として、転籍と分籍がある。転籍とは、その一戸籍全員の異動であり、分籍は、筆頭者またはその配偶者以外の成年に達した者の異動である。何れも本人の意思<転籍は夫婦の意思>により、現本籍地から戸籍謄本<分籍の場合は戸籍抄本でもよい>を添えてその届出を要することになっている。これを強制するようにするか、または住所地の市区町村長の職権で戸籍謄本を取り寄せて新戸籍を編製するかである。これによって現行の住民基本台帳、戸籍の附票、その他関係帳簿及び住民基本台帳法第9条同第19条等の通知事務、同施行令等による更正消除等の事務は一切不要となる。以上大要を述べたので、これに関連して抵触する法規や取扱いが多々あると思われるが、この方向にそつて是正方を要望したい。

## 11———事務量について

このような運びとなつた場合の事務量が、現行のものとのように相違するかは調査未了であるが、新戸籍の編製が頻繁となることは確かである。これを推定した場合本県というか当市においても、本籍数より現住世帯が多い。

本市の中程度の区では、本籍数35,000に対する現住世帯は50,000である。従つて差引き15,000以上の戸籍を編製しなければならないが、不要となる戸籍の附票で35,000と住民基本台帳50,000に対する従来の通知事務と受けた通知の処理事務が不要となるので、差引きどの程度の余裕ができるだろうか。このうへ、戸籍の取扱いや記載事項等も、もっと簡略な方向に改正されるならば、余裕をもって住民サービスに貢献することができるものと考えられる。

## 12———帳簿閲らんの禁止

こうして完成したとする帳簿は、現行の住民基本台帳と

異なり、身分関係が盛り込まれた更に重要な帳簿となる訳である。しかし現行戸籍についても、身分関係は秘密にする性質のものではない、として何人にも閲らんと許し、あるいは謄抄本を交付して公開している。その半面これに要する戸籍の届書については、戸籍の記載内容と大差ないにもかかわらず、利害関係人以外は閲らんと禁止している。もっとも、死亡届等については、戸籍に記載されない病名とか、発病年月日とかが記載された死亡診断書または事故死による死体検案書等が添付されているからであろうが、戸籍の記載のみを考えた場合でも、他人に知られたくない離縁、離婚等もある。これ等を考慮して、この公開について検討する必要がある。なお最近、営利を目的とする閲らんが多く、事務に支障を来す場合が多々あるので、閲らんは一切禁止して、謄抄本の発行のみに止めたい。

## 13———おわりに

この構想を実現するためには、戸籍事務は法務大臣が、住民基本台帳は自治大臣が、戸籍届書等により住民票に記載を必要とする場合に通知と、住民基本台帳法による戸籍の附票事務は、法務大臣と自治大臣が監督されているので、両大臣の理解ある措置が望まれる訳である。

## 追記

本稿の執筆に当り、神奈川県区役所戸籍課長河原英夫氏から貴重なご支援をいただき、非常に心丈夫に意見を述べることができましたことをこの誌上をお借りしてお礼申し上げます。

<保土ヶ谷区役所戸籍課長>